

新潟市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和5年1月20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第1号

新潟市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の定年に係る勤務延長に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「に係る勤務延長」を「等」に改める。

第1条中「第4条第5項」を削り、「勤務延長」を「定年等」に改める。

第2条の見出し及び同条を削る。

第3条第1項中「任命権者が勤務延長」の次に「（条例第4条の規定により定年に達した職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第4条第1項ただし書の規定による異動期間延長職員（異動期間（条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下第4条及び第5条において同じ。）（条例第9条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職（条例第6条第1項各号に掲げる職をいう。第4条及び第5条において同じ。）を占める職員をいう。）の勤務延長に係る人事委員会の承認の申請は、別記様式第2号による異動期間延長職員勤務延長承認申請書に、第1項に規定する書面その他人事委員会が必要と認めた書類を添付して行うものとする。

第3条を第2条とする。

第4条の見出しを「（勤務延長に係る状況の報告）」に改め、同条中「係る勤務延長」の次に「（条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。

)」を加え、「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「勤務延長」を「この規則」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第4条 条例第9条第2項又は第4項に規定する人事委員会の承認の申請は、別記様式第5号による異動期間延長承認申請書に、第3項に規定する書面その他人事委員会が必要と認めた書類を添付して行うものとする。

2 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、市立の学校又は幼稚園の校長、園長又は教頭の職、教育委員会の事務局又は機関に置かれる総括管理主事、管理主事、総括指導主事又は指導主事の職で管理監督職に該当するもの及び人事委員会が認める職とする。

3 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第5条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、別記様式第6号の異動期間延長状況報告書により人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第6条 条例第12条及び第13条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は 資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

勤務延長期限延長承認申請書

新潟市人事委員会委員長 様

任命権者

新潟市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により、勤務延長の期限の延長について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 勤務延長の期限を延長する予定者

氏名		生年月日	年 月 日生(歳)
職名		所 属	
級・号俸	俸給表	級	号俸
定年年齢	年	定年退職日	年 月 日

2 勤務延長の事由及び期限

事 由	
期 限	

3 現に従事している職務内容

4 勤務延長の期限を延長する事由及び延長後の期限

事 由	
期 限	年 月 日

5 備考

注 履歴書及び本人の同意を得たことを証する書面その他人事委員会が必要と認めた書類の写しを添付すること。

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

異動期間延長職員勤務延長承認申請書

新潟市人事委員会委員長 様

任命権者

新潟市職員の定年等に関する規則第2条第3項の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 勤務延長を行う予定者

氏名		生年月日	年 月 日生(歳)
職名		所 属	
級・号俸	俸給表	級	号俸
定年年齢		定年退職日	年 月 日

2 勤務延長の事由及び期限

事 由	
期 限	

3 現に従事している職務内容

4 勤務延長を行う事由

5 備考

注 履歴書及び本人の同意を得たことを証する書面その他人事委員会が必要と認めた書類の写しを添付すること。

別記様式第3号(第2条関係)

別記様式第3号(第2条関係)

第 年 月 日	勤務延長職員異動承認申請書																																
新潟市人事委員会委員長 様	任命権者																																
<p>新潟市職員の定年等に関する規則第2条第4項の規定により、勤務延長を行った職員の異動について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 異動予定者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%;">氏 名</td><td style="width: 30%;"></td><td style="width: 15%;">生 年 月 日</td><td style="width: 35%;">年 月 日 (生 歳)</td></tr><tr><td>定 年 年 齢</td><td>年</td><td>定 年 退 職 日</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">職 名</td><td>現 在</td><td rowspan="2">所 属</td><td>現 在</td></tr><tr><td>異 動 後</td><td>異 動 後</td></tr><tr><td rowspan="2">級 号 俸</td><td>現 在</td><td></td><td></td></tr><tr><td>異 動 後</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">職 務 内 容</td><td>現 在</td><td></td><td></td></tr><tr><td>異 動 後</td><td></td><td></td></tr></table> <p>2 勤務延長の事由及び期限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%;">事 由</td><td></td></tr><tr><td>期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr></table> <p>3 異動の理由</p> <p>4 備考</p>		氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (生 歳)	定 年 年 齢	年	定 年 退 職 日		職 名	現 在	所 属	現 在	異 動 後	異 動 後	級 号 俸	現 在			異 動 後			職 務 内 容	現 在			異 動 後			事 由		期 限	年 月 日
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (生 歳)																														
定 年 年 齢	年	定 年 退 職 日																															
職 名	現 在	所 属	現 在																														
	異 動 後		異 動 後																														
級 号 俸	現 在																																
	異 動 後																																
職 務 内 容	現 在																																
	異 動 後																																
事 由																																	
期 限	年 月 日																																

別記様式第3号の次に次の3様式を加える。

別記様式第4号(第3条関係)

別記様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

勤務延長状況報告書

新潟市人事委員会委員長 様

任命権者

新潟市職員の定年等に関する規則第3条の規定により、勤務延長の状況について、次のとおり報告します。

(年度分)

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所 属	
職 名	
級 号 俸	俸給表 級 号俸
定 年 年 齢	年
定 年 退 職 日	年 月 日
職 務 内 容	
勤 務 延 長 の 事 由	
勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日
その他参考となる事項	

別記様式第5号(第4条関係)

別記様式第5号(第4条関係)

第 号
年 月 日

異動期間延長承認申請書

新潟市人事委員会委員長 様

任命権者

新潟市職員の定年等に関する規則第4条第1項の規定により、異動期間の延長について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 異動期間を延長する予定者

氏名		生年月日	年月日生(歳)
職名		所属	
級・号俸	俸給表	級	号俸
定年年齢	年	定年退職日	年月日

2 異動期間を延長する事由及び期限

事由	
期限	

3 現に従事している職務内容

4 備考

注 履歴書及び本人の同意を得たことを証する書面その他人事委員会が必要と認めた書類の写しを添付すること。

別記様式第6号(第5条関係)

別記様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

異動期間延長状況報告書

新潟市人事委員会委員長 様

任命権者

新潟市職員の定年等に関する規則第5条の規定により、異動期間延長の状況について、次のとおり報告します。

(年度分)

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所 属	
職 名	
級 号 俸	俸給表 級 号俸
定 年 年 齢	年
定 年 退 職 日	年 月 日
職 務 内 容	
異動期間延長の事由	
異動期間延長の期限	年 月 日
その他参考となる事項	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟市職員の定年等に関する規則第2条及び第3条の規定は、新潟市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第34号。以下「改正条例」という。）附則第2条の規定による勤務延長（改正条例による改正後の新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号。以下次項及び第4項において「新条例」という。）第4条の規定により引き続いて勤務させることをいう。）について準用する。

(改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職)

- 3 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。この項及び次項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の新潟市職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

(改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員)

- 4 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

5 改正条例附則第3条から第6条までに規定する人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
(改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職)

6 改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（改正条例による改正後の新潟市職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める者)

7 改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

(改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)

8 改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。